

資料 3

令和5年1月20日
長野県市長会事務局

令和5年度以降の妊産婦健診等業務委託契約等について

- 1 市町村が実施する「妊婦一般健康診査」、「産婦健康診査」及び「乳児一般健康診査」は、市町村と長野県医師会又は長野県助産師会が、毎年、個別に業務委託契約を結んでいます。（契約書及び実施要項の文面の作成・各市町村への送付及び医師会との契約書のとりまとめは、市長会・町村会が行っています。）
- 2 長野県医師会から、各市町村との契約（契約書への押印）の事務負担が大きいことから、一括して契約できないか相談をいただいていたところです。
- 3 その後の検討を経て、一括契約については長野県市町村自治振興組合の了解の元、同組合が市町村を代表することといたしました。
- 4 令和5年度から新たに「新生児聴覚検査」が同じスキームで始まることから、この機会に契約方法を見直し、長野県市町村自治振興組合と長野県医師会が、それぞれ市町村、医療機関を代表する立場で契約を結ぶための準備を進めています。
- 5 長野県市町村自治振興組合と長野県医師会との契約に関する実施要項（案）、契約書（案）の具体的な内容については、市町村契約担当から意見を伺う予定です。
- 6 また、長野県国民健康保険団体連合会、長野県助産師会との契約については、令和5年度についてはこれまでどおり個別契約となりますが、令和6年度以降の一括契約について、今後、検討を行う予定です。

各市におかれましては、一括契約に御理解をいただきますようお願いいたします。